

意匠分類記号	意匠分類の名称
J4-9	事務用機械器具部品及び付属品

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J4-9	全	事務用機械器具部品及び付属品	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
定義			
J4に分類されている物品の部品及び付属品として、それぞれの分類に、分類することができないもの、及びJ4の物品に共通して使用される部品及び付属品を分類する。			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			